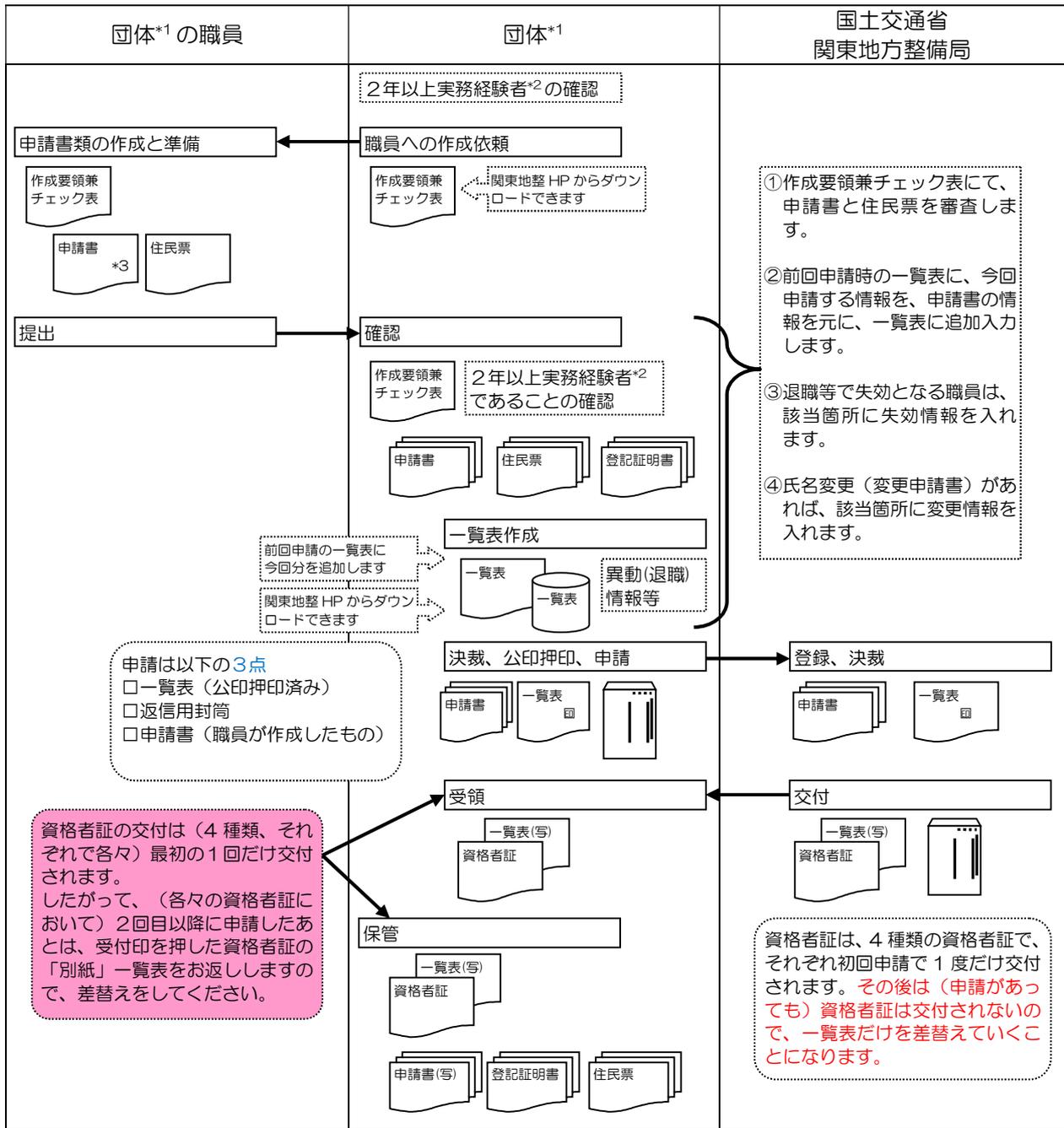


【官公庁用】建築物調査員資格者証等の手続き



※ 上図は、「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて」(平成28年6月1日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて)から、おおよそ想定されるフロー図です(各団体内での手続き方法を制限するものではありません。)

*1 「団体」は、中央省庁、都道府県、市町村の単位となります。

*2 「2年以上実務経験者」とは、当該団体の建築物・昇降機・建築設備・防火設備の維持保全に関して2年以上の実務経験がある職員を意味します(平成28年国土交通省告示第483号第2及び第4)。

2年以上実務経験者であることの確認方法は、各団体でご判断ください。なお、上図は、2年以上実務経験者であることを確認した職員に対して、申請書の作成依頼を行うフローになっています。

*3 申請書(様式)は、資格者証の種類ごとに必要です。

~~~~ 申請にあたって ~~~~

※ 以下で「事務連絡」としているのは、「国等の建築物又は建築設備等のみ」の点検を行う者の資格の取扱いについて（平成 28 年 6 月 1 日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて）のことです。

□ 関東地方整備局が取り扱うのは、以下の団体です。（事務連絡 別表）

都道府県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
市町村	上記「都道府県」に所在する特定行政庁
中央省庁	衆議院事務局、参議院事務局、国立国会図書館、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所

□ 申請は、団体ごとにとりまとめ、1 団体 1 申請としてください（1 回の申請で添付される一覧表には、当該団体の組織全体で、申請すべき職員をすべて入れてください（事務連絡 2.②、別表欄外）。）。

また、資格者証は団体に種類ごとに 1 枚だけ（初回申請時のみ）交付され、各職員別に交付されることはありません。（事務連絡 3.③）

□ 市町村（特定行政庁）が申請する際に、都道府県を経由する必要はありません（事務連絡 別表欄外）。

□ 申請は、以下の 4 点セットとして送付してください。

□ 一覧表（事務連絡 2.②）

※ 一覧表は、A4（横置き）で印刷して、公印を押印してください（文書取扱い上、公印が省略できる場合は、省略していただいてもかまいません。）。

□ 返信用封筒（A4 が折りたたまずに入るもの）【交付されていない資格者証申請がある場合のみ】

※ 返送先の郵便番号、住所、宛名をお書きください。

※ 申請時において、返信用封筒を折りたたむことはかまいません。

□ 資格者証交付申請書（各職員が作成したもの）（事務連絡 2.①）

※ 一覧表の順番に並べてください。

※ 氏名変更は、再交付申請書の様式を使用してください。

~~~~ 送付先 ~~~~

□ 〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省関東地方整備局 建政部建築安全課 建築物調査員資格者証交付担当

送付にあたって

□ 資格者証交付申請書は信書にあたりますので、信書が扱えない送達方法で送付しないでください（いわゆる宅配便の荷物扱いで送付するのは×）。

□ 書類の到達状況を、当方宛てに電話等で確認するのはご遠慮ください。配達の記録がなされる方法にてお送りいただき、ご自身でご確認ください。

□ 申請書が多いなどの理由で送付口数を分けるときは、送付状などにその旨を記載してください。

補足事項

※ 以下で「事務連絡」としているのは、「国等の建築物又は建築設備等のみの点検を行う者の資格の取扱いについて」（平成 28 年 6 月 1 日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて）のことです。

① 申請対象は、団体の職員（公務員）に限られます（事務連絡 3.①）。

なお、すでに（職員自らが申請して）必要な資格者証の交付を受けている職員や、一級建築士や二級建築士である職員は、申請に含める必要はありません（建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項）。

② 資格者として申請した職員が、退職等により当該団体職員でなくなったときは、資格は無効（失効）となります（事務連絡 3.①なお書き）。

次回の申請時に、一覧表の当該職員の失効欄に、その旨を記載してください。

③ 当該団体内部での人事異動があったとしても、次回の申請時期において、その旨を一覧表に記載していただく必要はありません（一覧表には勤務先の記載はありませんし、建築基準法施行規則でも、そのような変更手続きは規定されていません。）（事務連絡 3.①ただし書き）。

なお、当該団体の取扱いとして、人事異動により建築物の点検担当部署から外れた等の理由で、当該職員を失効扱いとしたい、という場合には、②と同様にしてください（このように取扱う場合は、一度失効した職員を再度一覧表に記載しようとするときには、新規に登録する職員と同じ書類・審査が必要となりますから、それをご考慮のうえ、取り扱いを検討してください。）。

④ 資格者として申請した職員が、婚姻等により氏名変更となったときは、再交付申請書を作成していただいたうえで、一覧表に記載してください。

⑤ 申請時期は、平成 29 年度以降は 4 月 1 日～5 月 31 日です（事務連絡 3.②）。

ほとんどの団体で人事異動が 4 月であることから、申請受付時期を 4 月～5 月としておりますが、人事異動期が異なる団体においては、これ以外の時期でも受け付けはいたします。この場合においては、1 年度内において 1 度の申請となるよう、申請時期をご検討ください。

⑥ 一覧表に記入されているべき情報は、次の通りとなります。

- ・ 前回以前に申請をした、すでに資格を受けている職員は黒字で記載。
- ・ 今回、申請書を提出する、新たに資格を要する職員を**赤書き**で記載。
- ・ すでに資格を受けている職員が退職等で失効となるときは、失効欄にその旨を**赤書き**。
- ・ すでに資格を受けている職員に氏名変更があったとき（再交付申請書があるとき）は、該当する職員の氏名（姓・名、ふりがな）欄に変更後の氏名を赤書き。

※ 具体的な手順は、まず、前回申請した一覧表データをコピーしてから、（前回申請時に）退職等で失効したとして申請した職員の行を削除（行削除）し、**赤字**となっていた部分を黒字に変更します（シート全体を選択して黒字に変更）。

そのあと、今回追加で申請する職員の情報を赤で入力する、今回失効したとする職員の失効欄にその旨を**赤**で入力する、氏名変更があった職員の氏名欄に変更後の氏名を**赤**で入力する、という手順になります。

※ いつ申請したかによらず、一覧表には、そのときに資格を受けている職員のすべてが含まれなければなりません（前回申請以降に失効した職員も記載されている必要があります。）。

⑦ 新たに資格を要する職員は、当該職員の申請書と住民票を確認し、かつ、2 年以上実務経験者であることを確認したうえで、**赤書き**で記載してください。（事務連絡 2.一つ目の※）

2 年以上実務経験者であることの確認方法は、各団体でご判断ください。

また、氏名変更については、当該職員の再交付申請書と、氏名変更の事実が確認できる書類（婚姻届、戸籍記載事項証明書）等によりご確認いただいたうえで、一覧表に**赤書き**で記載してください。

⑧ 資格者となった後、心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合には、遅滞なく、調査員本人又はその法定代理人若しくは同居の親族は、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて届出書を提出してください。

一覧表の入力内容と、申請書との対応

該当する資格の欄に○を入れます（複数種の申請書があれば、それぞれに○）

特定建築物調査員・建築設備検査員・昇降機検査員・防火設備検査員 申請書別紙 兼 資格者証別紙

関東地方整備局長 殿

以下に掲げる者は、国土交通省の職員であって、かつ、各資格の種類に応じた、建築物、建築設備、昇降機又は防火設備の維持安全に関して2年以上の実務の経験を有していることに関連がありません。また、以下の記載内容について事実と相違がないことを申し添えます。

●●県知事印

組織名 ●●県

男女

あるない

あるない

番号	資格の種類				姓	名	名	生年月日	性別	現住所	欠格事由1	欠格事由2(ある) 事及び別	欠格事由2(ある) 執行終了日	欠格事由2	欠格事由2(ある) 理由・年月日	欠格事由3	失効期
	特選	設備	昇降	防火													

はいいいえ

特定建築物調査員資格者証申請書

【記入注意】 資格は、取得数を問わず、1人の職員は資格者証の申請を1回しか行わないこととし、申請の記入は1回のみとする。

なお、特定建築物調査員資格者証の交付を受けるためには、申請書類を受理する申請手続の完了、申請手数料の納付、かつ合格であることが条件となります。

姓 名 〇〇 〇〇 〇〇

性別 〇

現住所 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

資格の種類

特選	設備	昇降	防火

資格者証の交付

資格者証の交付を受けるには、申請書類を受理する申請手続の完了、申請手数料の納付、かつ合格であることが条件となります。

申請手数料 〇〇 〇〇 〇〇

申請日 〇〇 〇〇 〇〇

番号欄の入力

① 一番上を1番にして、連番としてください(②で欠番となった番号の部分が連番にならない場合を除きます)。

② 失効した職員の番号を使いまわしてはいけません(退職等した職員の番号は、欠番になります)。

※ 失効(退職)した職員は、失効したあと、その次の申請時の一覧表で、失効情報として入力してください。さらにその次の申請時には、その職員は行ごと削除してください(番号は欠番になります)。

一覧表の作成要領 ~~~ その1 ~~~

① 初回の申請時 (例) 【この例では、当方からの返信は、特定建築物調査員・建築設備検査員・防火設備検査員、3種類の資格者証です】

特定建築物調査員・建築設備検査員・昇降機等検査員・防火設備検査員 申請書別紙 兼 資格者証別紙

関東地方整備局長 殿

以下に掲げる者は、国土交通省の職員であって、かつ、各資格の種別に応じた、建築物、建築設備、昇降機又は防火設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有していることに間違いありません。
また、以下の記載内容について事実と相違がないことを申し添えます。

国土交通大臣

組織名: 関東地方整備局長

番号	資格の種別	姓	名	姓	名	生年月日	性別	現住所	欠格事由1	欠格事由1(ある) 罪及び刑	欠格事由1(ある) 執行終了日	欠格事由2	欠格事由2(ある) 理由・年月日	欠格事由3	失効率
	特建 設備 昇降 防火			(ふりがな)	(ふりがな)										
1	○	国土	太郎	こくど	たろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
2	○	国土	次郎	こくど	じろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
3	○	国土	三郎	こくど	さぶろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
4	○	国土	司郎	くさ	しろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
5	○	国土	五郎	こくど	ごろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	

新たに資格を要する職員
【すべて赤字で記載】

② ①の次の申請時 (例) 【この例では、当方からの返信は、昇降機等検査員資格者証 (①で交付されていないので) です】

特定建築物調査員・建築設備検査員・昇降機等検査員・防火設備検査員 申請書別紙 兼 資格者証別紙

関東地方整備局長 殿

以下に掲げる者は、国土交通省の職員であって、かつ、各資格の種別に応じた、建築物、建築設備、昇降機又は防火設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有していることに間違いありません。
また、以下の記載内容について事実と相違がないことを申し添えます。

氏名変更 (再交付申請書がある) 職員
【赤字で変更内容を入力】

前回 (この例では上記①初回申請) ま
でに申請済の職員は、黒字で入力

失効する職員
【赤字で失効日、理由等を入力】

組織名: 関東地方整備局長

番号	資格の種別	姓	名	姓	名	生年月日	性別	現住所	欠格事由1	欠格事由1(ある) 罪及び刑	欠格事由1(ある) 執行終了日	欠格事由2	欠格事由2(ある) 理由・年月日	欠格事由3	失効率
	特建 設備 昇降 防火			(ふりがな)	(ふりがな)										
1	○	国土	太郎	こくど	たろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
2	○	国土	次郎	こくど	じろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
3	○	国土	三郎	こくど	さぶろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
4	○	交通	司郎	くさ	しろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
5	○	国土	五郎	こくど	ごろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			ない		いいえ	
6	○	国土	六郎	こくど	ろくろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			いいえ		いいえ	
7	○	国土	七郎	こくど	しちろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			いいえ		いいえ	
8	○	国土	八郎	こくど	はちろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			いいえ		いいえ	
9	○	国土	九郎	こくど	くろう	H13.1.6	男	埼玉県中央区～	ない			いいえ		いいえ	

H13.1.6退職

新たに資格を要する職員
【すべて赤字で入力】

一覧表の作成要領 ~~~ その2 ~~~

③ ②の次の申請時（例） **【この例では、当方からの返信は、受付印を押した資格者証の「別紙」一覧表のみです（資格者証はすでに交付済のため）】**

特定建築物調査員・建築設備検査員・昇降機等検査員・防火設備検査員 申請書別紙 兼 資格者証別紙

関東地方整備局長 殿

以下に掲げる者は、国土交通省の職員であって、かつ、各資格の種別に応じた、建築物、建築設備、昇降機又は防火設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有していることに間違いありません。また、以下の記載内容について事実と相違がないことを申し添えます。

国土交通大臣

組織名：関東地方整備局長

②のとき申請したデータ

番号	資格の種別 特建 設備 昇降 防火	姓	名 (ふりがな)	生年月日	性別	現住所	欠格事由1	欠格事由1(ある) 罪及び刑	欠格事由1(ある) 執行終了日	欠格事由2	欠格事由2(ある) 理由・年月日	欠格事由3	失効期
1		国士	太郎	たろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
2		国士	次郎	じろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	H30.1.6退職
3		国士	三郎	さぶろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
4	○	交通	司郎	しろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
5		国士	五郎	ごろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
6	○	国士	六郎	ろくろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
7	○	国士	七郎	しちろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
8		国士	八郎	はちろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
9	○	国士	九郎	くろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし

今回申請するデータ

特定建築物調査員・建築設備検査員・昇降機等検査員・防火設備検査員 申請書別紙 兼 資格者証別紙

関東地方整備局長 殿

以下に掲げる者は、国土交通省の職員であって、かつ、各資格の種別に応じた、建築物、建築設備、昇降機又は防火設備の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有していることに間違いありません。また、以下の記載内容について事実と相違がないことを申し添えます。

国土交通大臣

組織名：関東地方整備局長

前回（この例では上記②の申請）までに申請済の職員は、黒字で入力

番号	資格の種別 特建 設備 昇降 防火	姓	名 (ふりがな)	生年月日	性別	現住所	欠格事由1	欠格事由1(ある) 罪及び刑	欠格事由1(ある) 執行終了日	欠格事由2	欠格事由2(ある) 理由・年月日	欠格事由3	失効期
1		国士	太郎	たろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
3		国士	三郎	さぶろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
4	○	交通	司郎	しろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
5		国士	五郎	ごろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
6	○	国士	六郎	ろくろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
7	○	国士	七郎	しちろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
8		国士	八郎	はちろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
9	○	国士	九郎	くろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし
10	○	国士	十郎	じゅうろう	H31.6	男	埼玉県中央区～	ない		ない		ない	なし

②のときに失効として入力した職員の行は、行ごと削除します。このとき、番号は連番にならなくなります（失効した職員の交付時の番号は、欠番となります）。

新たに資格を要する職員【すべて赤字で入力】